

第10表 家事渉外事件の事件別新受件数—全家庭裁判所

事 件	件 数
総 数	8 010
審 判 事 件	4 164
甲 類	3 680
後見開始の審判及びその取消し (甲1)	106
保佐開始の審判・取消しなど (甲2)	28
補助開始の審判・取消しなど (甲2の2)	6
不在者の財産の管理に関する処分 (甲3)	147
失踪の宣告及びその取消し (甲4)	38
養子をするについての許可 (甲7)	280
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分 (甲8の2)	28
特別代理人の選任 (利益相反行為) (甲10)	122
後見人等の選任 (甲14)	48
相続の限定承認の申述受理 (甲26)	42
相続の放棄の申述の受理 (甲29)	1 861
相続財産管理人選任等 (相続人不分明) (甲32)	57
遺言書の検認 (甲34)	60
遺言執行者の選任 (甲35)	9
任意後見契約に関する法律関係	4
戸籍法による氏の変更についての許可	127
戸籍法による名の変更についての許可	119
就籍に ついての許可	28
戸籍の訂正に ついての許可	55
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条2項の事件	191
その他	324
乙 類	484
婚姻費用の分担 (乙3)	68
子の監護者の指定その他の処分 (乙4)	245
財産の分与に関する処分 (乙5)	14
親権者の指定又は変更 (乙7)	116
扶養に関する処分 (乙8)	5
寄与分を定める処分 (乙9の2)	2
遺産の分割に関する処分 (乙10)	18
その他	16
調 停 事 件	3 846
乙 類	1 375
婚姻費用の分担 (乙3)	297
子の監護者の指定その他の処分 (乙4)	651
財産の分与に関する処分 (乙5)	55
親権者の指定又は変更 (乙7)	249
扶養に関する処分 (乙8)	12
寄与分を定める処分 (乙9の2)	4
遺産の分割に関する処分 (乙10)	90
その他	17
乙 類 以 外	2 471
婚姻中の夫婦間の事件	1 717
家事審法23条に掲げる事項	595
その他	159

(注) この表は前掲3, 4表の内数表である。

家事渉外事件とは家事審判, 調停事件のうち, 申立人, 相手方, 事件本人, 参加人, 被相続人, 遺言者などの全部又は一部が外国人である事件をいう。

第 11 表 家事抗告事件の原裁判所別受付，既済，未済手続別件数—最高裁判所

原 裁 判 所 (高等裁判所)	受 付			既 済							未 済
	総 数	旧 受	新 受	総 数	決 定				取 下 げ	そ の 他	
					棄 却	却 下	移 送	破 棄			
総 数	324	34	290	277	268	8	-	-	1	-	47
東 京	121	11	110	108	103	5	-	-	-	-	13
大 阪	76	4	72	63	60	2	-	-	1	-	13
名 古 屋	34	3	31	23	23	-	-	-	-	-	11
広 島	14	1	13	10	10	-	-	-	-	-	4
福 岡	38	8	30	35	35	-	-	-	-	-	3
仙 台	22	4	18	22	22	-	-	-	-	-	-
札 幌	11	-	11	9	8	1	-	-	-	-	2
高 松	8	3	5	7	7	-	-	-	-	-	1

(注) この表は最高裁判所で取り扱った民事特別抗告及び許可抗告事件のうち、家庭裁判所を第一審とする事件についての表である。

第 12 表 家事抗告事件の新受，既済，未済手続別件数—高等裁判所別

高 等 裁 判 所	新 受	既 済									未 済
		総 数	却 下	棄 却	取 消 し		移 送	命 令	取 下 げ	そ の 他	
					自 判	差 戻 し					
総 数	2 956	2 967	43	2 179	528	62	3	7	113	32	646
東 京	1 071	1 053	17	830	142	23	1	3	36	1	261
大 阪	678	704	9	450	194	14	1	1	25	10	108
名 古 屋	267	289	3	221	51	4	-	2	6	2	50
広 島	225	221	7	146	49	6	1	-	7	5	69
福 岡	343	325	4	251	40	8	-	1	17	4	68
仙 台	115	122	2	92	11	1	-	-	9	7	19
札 幌	161	161	1	124	27	1	-	-	7	1	34
高 松	96	92	-	65	14	5	-	-	6	2	37

(注) この表は高等裁判所で取り扱った民事抗告事件のうち、家庭裁判所を原審とする事件についての表である。